平成２３年（フ）第４５１号
群馬県渋川市北橘町小室1359番地
債務者　狩野　秋彦
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４５４号
群馬県伊勢崎市下触町753―２　ネクストハイツ1209号、住民票上の住所群馬県伊勢崎市茂呂南町2980番地３
債務者　新井　真樹
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４５７号
群馬県渋川市半田2612番地８　ウィステリアM201号室
債務者　髙山　　恵
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５８６号
埼玉県越谷市川柳町２丁目493番地５　サニーホームズＢ棟201号
債務者　林　　幸江（旧姓平井）
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第５９５号
埼玉県草加市八幡町481番地　浅井ハイツⅡ―101号
債務者　長島　和弘
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第５９７号
埼玉県草加市新栄町1000番地新栄町団地４―２―407
債務者　塩津　　良
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４１１号
埼玉県比企郡吉見町東野５丁目25番地３
債務者　田中　久典
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第４５２号
埼玉県羽生市西５丁目10番地18
債務者　小宮　　誠
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第７４４号
千葉市若葉区みつわ台３丁目17番18号　アーバンハイツＢ棟102号
債務者　田島こづ恵
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９７８号
千葉市緑区誉田町２丁目90番地33
債務者　小林　正幸
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９８３号
千葉県船橋市新高根５丁目４番３号　高地ハイツ103号
債務者　森山　芳枝
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２０１号
千葉市花見川区幕張本郷６丁目７番17―105号
債務者　篠原　　幸
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２１９号
千葉県船橋市薬円台５丁目12番６―302号
債務者　原　　幸徳
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２２５号
千葉県市原市ちはら台西１丁目21番地５
債務者　魚路　俊行
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２４２号
千葉県船橋市丸山３丁目40番30号
債務者　広瀬　早苗
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２４７号
千葉市中央区宮崎町663番地２　フェリス蘇我501号
債務者　渡邉　浩之
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２５６号
千葉市稲毛区穴川１丁目８番24号
債務者　長谷川　淳
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係